

電力広域的運営推進機関 需要想定要領 新旧対照表

変更前	変更後	備考欄
<p style="text-align: center;">II. 需要想定の基本事項</p> <p>3. 想定区分と想定主体</p> <p>(1) 供給区域の需要想定</p> <p>一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、<b>本機関にて策定する全国需要想定水準との比較により</b>妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">II. 需要想定の基本事項</p> <p>3. 想定区分と想定主体</p> <p>(1) 供給区域の需要想定</p> <p>一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>現行の業務規程の文言に合わせたもの。</p>
<p style="text-align: center;">IV. 供給区域の需要想定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>① (略)</p> <p>② 供給計画の案</p> <p>送配電等業務指針第8条による。</p> <p><del>a. 長期(第3年度から第10年度)の需要想定 毎年2月20日</del></p> <p><del>b. 短期(第1年度及び第2年度)の需要想定 毎年3月15日</del></p> <p>③ 供給計画</p> <p>送配電等業務指針第9条による。</p> <p>毎年3月25日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">IV. 供給区域の需要想定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>① (略)</p> <p>② 供給計画の案</p> <p>送配電等業務指針第8条<b>第1項第2号</b>による。</p> <p><b>毎年3月10日</b></p> <p>③ 供給計画</p> <p>送配電等業務指針第9条<b>第1項第2号</b>による。</p> <p>毎年3月25日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>供給計画のスケジュール見直しに伴う送配電等業務指針の変更(H28/10/18)に合わせたもの。</p>

変更前	変更後	備考欄
<p style="text-align: center;">Ⅵ. 小 売 需 要 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給計画の案</p> <p>送配電等業務指針第8条による。</p> <p><del>a. 長期(第3年度から第10年度)の需要想定 毎年2月20日</del></p> <p><del>b. 短期(第1年度及び第2年度)の需要想定 毎年3月15日</del></p> <p>②供給計画</p> <p>送配電等業務指針第9条による。</p> <p>毎年3月<del>25</del>日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">Ⅳ. 小 売 需 要 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給計画の案</p> <p>送配電等業務指針第8条第1項第1号による。</p> <p>毎年2月10日</p> <p>②供給計画</p> <p>送配電等業務指針第9条第1項第1号による。</p> <p>毎年3月1日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>供給計画のスケジュール見直しに伴う送配電等業務指針の変更(H28/10/18)に合わせたもの。</p>
<p>➤ 「Ⅶ. 電力需要調書記載様式」の変更については、別紙の通り。</p>		